臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成27年規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(特別休暇)	(特別休暇)
第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的	第8条 [同左]
任用職員に対し、当該各号に定める期間又	
は時間の特別休暇を与えるものとする。	
[(1)~(9) 略]	[(1)~(9) 同左]
(9の2) 臨時的任用職員が不妊治療に係	[新設]
る通院等 (事務局長が定めるものに限	
る。) のため勤務しないことが相当であ	
ると認められる場合 5日(当該通院等	
が体外受精その他の事務局長が定める不	
妊治療に係るものである場合にあって	
は、10日)を超えない範囲内で必要と認	
める期間	
[(10)~(13) 略]	[(10)~(13) 同左]

(13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分 べんする場合において、その分べんに係 る子又は小学校就学の始期に達するまで の子(配偶者等の子を含む。)を養育す る臨時的任用職員がこれらの子の養育 (分べんに立ち会うことを含む。)のた め勤務しないことが相当であると認めら (13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分 べんする場合において、その分べんに係 る子又は小学校就学の始期に達するまで の子(配偶者等の子を含む。)を養育す る臨時的任用職員がこれらの子の養育 (分べんに立ち会うことを含む。)のた め勤務しないことが相当であると認めら れるとき <u>分べん予定日の24週間前の日</u> からその分べんに係る子が1歳に達する 日までの間につき5日を超えない範囲内 で必要と認める期間

[(14)~(17) 略]

2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項</u> <u>第9号の2、第12号の2</u>及び第13号の2か ら第15号までの規定による特別休暇に準用 する。 れるとき <u>産前産後の期間における24週</u> <u>間</u>につき5日を超えない範囲内で必要と 認める期間

[(14)~(17) 同左]

2 第6条第2項及び第3項の規定は、<u>前項</u> <u>第12号の2</u>及び第13号の2から第15号まで の規定による特別休暇に準用する。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日前に使用されたこの規則による改正前の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第8条第1項第13号の2の規定による特別休暇は、この規則による改正後の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第8条第1項第13号の2の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。